

2025 年 3 月 6 日（木）

石神遺跡東方の調査（飛鳥藤原第 217 次） 記者発表資料

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）

※現地見学会を 3 月 8 日（土）11：00～15：00 に実施します（小雨決行）。
※当日は研究員による説明を随時おこないます。
※駐車場はありません。

所在地：奈良県高市郡明日香村飛鳥
調査面積：297 m²
調査期間：2024 年 12 月 9 日（月）～継続中

概 要

過去の調査で確認していた 7 世紀後半から末の東西塀 SA311 の東延長部と、その東端で北に折れる南北塀を新たに検出した。その結果、7 世紀後半から末の石神遺跡の東南部に、東西長約 133m（450 尺）に及ぶ大規模な区画が存在することがあきらかとなった。くわえて、調査区内では 7 世紀前半から中頃の東限区画塀は確認されなかったことから、この時期の石神遺跡の範囲はさらに東へと広がる可能性がある。このように、石神遺跡の性質や規模を考えるうえで重要な成果が得られた。

1. 調査の経緯と目的

石神遺跡は飛鳥寺の北西に位置し、1902・1903 年に石造物（須弥山石・石人像）が出土したことで知られる。奈文研は 1981 年以来、石神遺跡の継続的な発掘調査をおこない、斉明朝の漏刻（水時計）跡である水落遺跡の北から山田道にかけての範囲において、建物や広場、石組溝などの施設が複数時期にわたって展開することをあきらかにしている。なかでも 7 世紀中頃の斉明朝の遺構群は饗宴施設としての性質が考えられてきたが、これらの遺構は 7 世紀後半に廃され、大規模な整地とともに新たな配置で塀や建物、素掘溝などがつくられることがあきらかとなっている。くわえて、石神遺跡の北部にあたる第 13～19 次調査では天武・持統朝の木簡が多数出土しており、その内容は近隣に官衙の存在を推定させるものであった。

2021 年度に実施した石神遺跡東方の調査（飛鳥藤原第 209 次）では、石神遺跡第 1 次調

査区の東側隣接地を発掘調査し、第 1・3 次調査区で確認していた東西堀 SA311 がさらに東へ約 50m 延びることをあきらかにした。東西堀 SA311 は 7 世紀後半から末の石神遺跡の南限を示す区画堀と考えられるが、飛鳥寺北門推定位置の北西で 2022 年度に実施した調査（飛鳥藤原第 212 次）では、その延長は確認できず、新たに新旧 2 条の南北溝を検出した。以上から、東西堀 SA311 の東端は、第 209 次調査区と第 212 次調査区の間にあることが予想された。

さらに、2023 年度に実施した石神遺跡第 1 次調査区の再発掘調査（飛鳥藤原第 214 次）では、東西堀 SA311 の未検出部分とともに、7 世紀前半の SA4645、7 世紀中頃の SA560 といった東西堀を検出した。これらは、石神遺跡の南限を画する東西堀で、いずれも第 1 次調査区より東へ延びるとみられる。その場合、石神遺跡東方には、それらの南限堀と接続する東限の南北堀が複数存在する可能性が高い。

以上をふまえ、本調査では東西堀 SA311 の東端の様相を解明することを主な目的とし、石神遺跡東方における 7 世紀前半から中頃の遺構の有無をも探るべく、第 209 次調査区と第 212 次調査区の間に調査区を設定した。

2. 調査の成果

主な遺構として、東西堀 SA311、南北堀 1、東西溝 SD347、自然流路 NR310、斜行溝を検出した。

東西堀 SA311 および南北堀 1

東西堀 SA311 は調査区南部で検出した掘立柱堀。7 世紀後半から末のもので、第 209 次調査区から東へ延びる。その東端は北へ折れ、今回新たに検出した南北堀 1 となる。調査区内で新たに検出した柱穴は 13 基で、東西堀 SA311 は 10 間分（約 21m）、南北堀 1 は 3 間分（約 6.3m）である。南北堀 1 はさらに北へと延びるとみられる。

東西堀 SA311、南北堀 1 とともに柱間寸法は約 2.1m 等間で、柱掘方の大きさは一辺 0.9～1.2m。柱掘方内には、直径 15～20cm の柱痕跡が残る。東西堀 SA311 は東で北に、南北堀 1 は北で西にやや振れる。

東西溝 SD347

調査区南辺に沿って西流する素掘りの東西溝。調査区東外から本調査区に流入し、西の第 209 次調査区へと続く。南肩は調査区外のため未検出だが、調査区内で幅約 2.2m を検出した。深さは 60～70cm。東西堀 SA311 と同時期の可能性が高い。埋没後は、ほぼ同じ位置に奈良時代以降の自然流路 NR310 が流れる。

斜行溝

東西堀 SA311 の東端の柱穴を壊して斜行する溝で、調査区西半では東西方向に延びる。幅 0.7～1.2m、深さ 20～50cm。東西溝 SD347 よりも新しい。

以上の遺構は7世紀後半から奈良時代にかけてのものである。今回の調査では、7世紀前半から中頃までの遺構は確認していない。

このほか、古墳時代の竪穴建物3棟と屈曲溝、弥生時代の土坑などの遺構を検出し、石神遺跡東方では古墳時代以前においても活発な土地利用がなされていることを確認した。

出土遺物としては、東西溝 SD347、自然流路 NR310 などから土器や瓦などが出土した。

3. まとめ

(1) 7世紀後半から末の区画の東南隅を確認

これまでの調査で確認していた東西堀 SA311 の東延長部と、その東端で北へ折れる南北堀 1 を新たに検出した。これにより、7世紀後半から末の石神遺跡の東南部に存在した区画の東南隅をあきらかにすることができた。

(2) 7世紀後半から末の大規模区画の存在が判明

東西堀 SA311 の西端は第3次調査区にあり、第4～7次調査で検出した南北堀 SA751 に接続するとみられる。これらの堀と、今回新たに検出した南北堀 1 による区画の規模は、東西が約 133m (450 尺) で、南北は 95m 以上と考えられる。

過去の調査により、7世紀後半から末の石神遺跡には官衙の存在が推定されており、今回の調査で大規模な区画の存在があきらかになったことは、その実態を考えるうえでも重要である。区画の内部は大部分が未発掘であり、その性質の解明には、さらなる調査の進展が待たれる。

(3) 石神遺跡の東方区域の重要性が明確化

7世紀後半から末の石神遺跡の区画があきらかになったことにより、この時期の遺構が、飛鳥寺の北方域にも展開することがあきらかとなった。

また、これまでの調査により、本調査区の南には、7世紀前半から中頃の南限区画堀である東西堀 SA4645 や東西堀 SA560 が通ると推測されるが、これらに接続する南北堀は、本調査区周辺では確認できていない。そのため、7世紀前半から中頃の区画東南隅は、本調査区よりも東に位置している可能性が高い。この場合、石神遺跡の範囲はさらに東へと広がることとなる。

以上の調査成果は、石神遺跡の広がりとその規模を考えるうえで重要である。



図1 7世紀後半から末の石神遺跡の遺構群

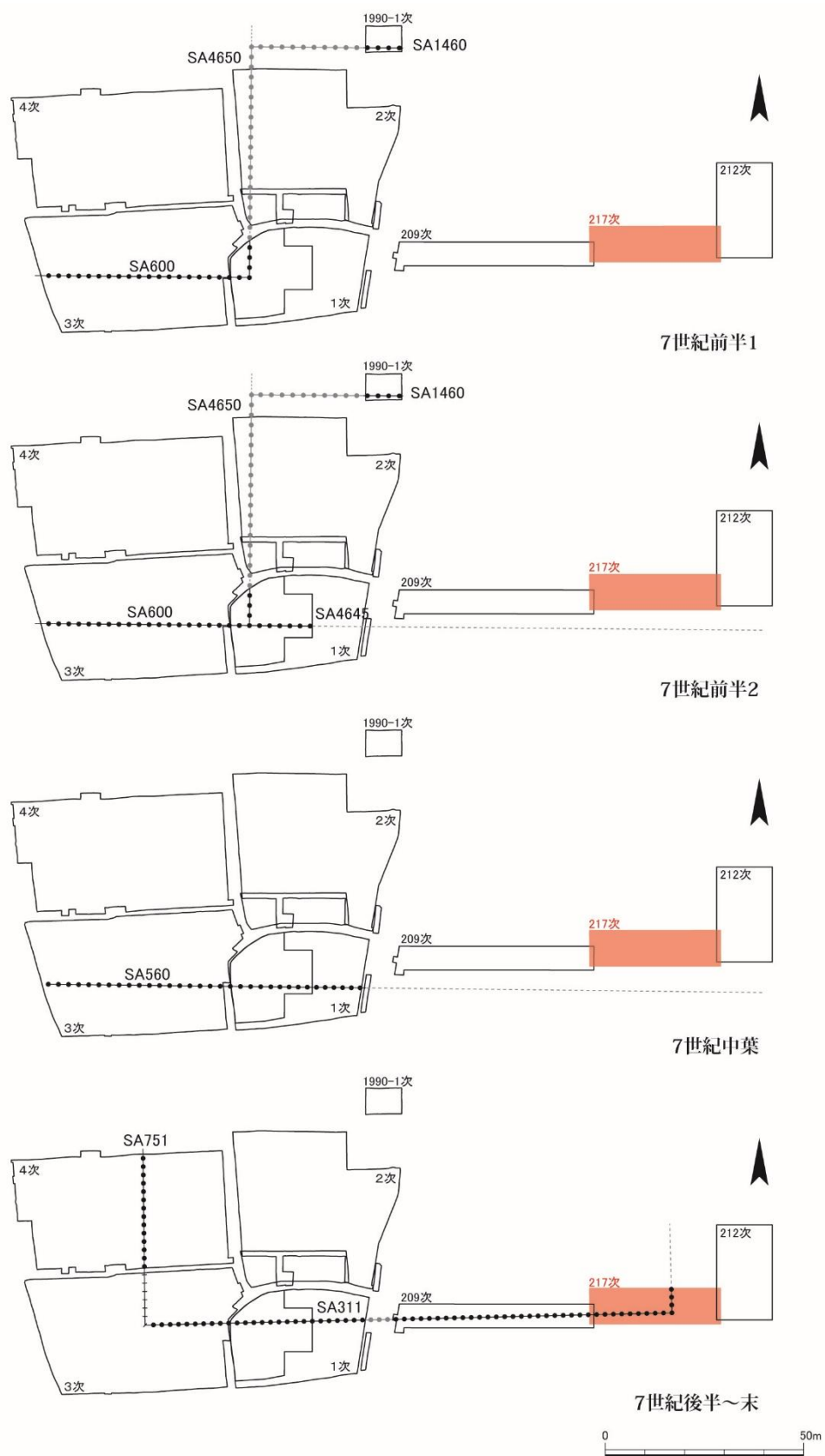
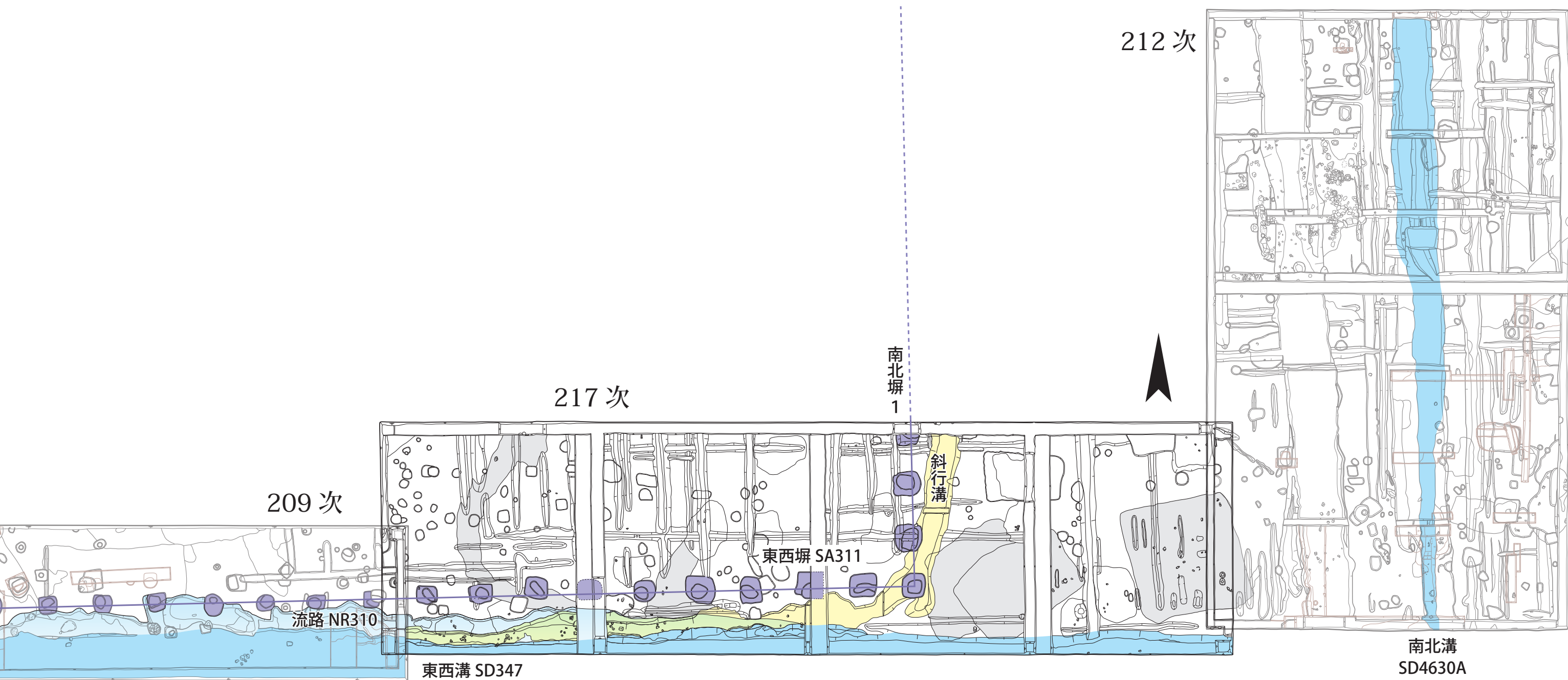


図2 石神遺跡南限区画壁の変遷



遺構平面図

0 10m